

尾張旭市介護認定調査事務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）の規定に基づき、日常生活を営むうえで介護や支援が必要となった被保険者が、必要な介護保険サービスを受けるために、介護等が必要な程度を決定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を尾張旭市（以下「市」という。）が実施するにあたり、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等について、面接による調査（以下「認定調査」という。）が必要となる。

本業務は、法第24条の2第1項第2号の規定に基づき、認定調査に関する事務等を指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）に委託するものである。

2 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式による。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市介護認定調査事務委託

(2) 業務内容

法第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項の規定に基づく認定調査（新規申請、介護申請、区分変更申請及び更新申請に係る認定調査）に関する事務

(3) 業務期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 見積限度額

72,000,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）ただし、令和6年度分として24,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、令和7年度分として24,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、令和8年度分として24,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をそれぞれ限度額とする。なお、この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以

下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、本プロポーザルのホームページ掲載日から事業者選定までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 法第23条に掲げる居宅サービス等の提供を行っていない者で、かつ、委託期間内においても引き続き居宅サービス等の提供を行わないものであること。
- (7) 尾張旭市内及び近隣市町を実施場所として、法第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項の規定に基づく、要介護認定等認定調査を実施できること。
- (8) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の2第2項各号（第3号を除く。）の規定に該当しない者であること。
- (9) 高齢者福祉等に関する相談・支援又は要介護認定等認定調査の実績を有する者であること。

6 選定日程

内容	日にち
公募開始	令和5年5月19日（金）
質問受付期間	令和5年5月19日（金）から 令和5年5月26日（金）まで
質問回答期日	令和5年6月 2日（金）
参加表明書等提出期限	令和5年6月 9日（金）
企画提案書提出期限	令和5年6月20日（火）
プレゼンテーション	令和5年6月30日（金）
審査結果通知	令和5年7月 7日（金） 予定

契約締結	令和5年度中を予定
業務開始	令和6年4月1日(月)

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 企画提案書(様式2)
- (3) 団体概要(様式3)
- (4) 受託事務の実施計画(様式4)
- (5) 高齢者福祉等に関する相談・支援の実績(様式5-1)
- (6) 介護認定調査業務に関する実績件数(様式5-2)
- (7) 職員配置及び人材の確保・育成計画(様式6)
- (8) 危機管理体制について(様式7)
- (9) 尾張旭市介護認定調査事務委託見積書(様式8)
- (10) 誓約書(様式9)
- (11) 質問書(様式10)
- (12) 辞退届(様式11)

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書(様式10)に記入し、健康福祉部介護保険課に令和5年5月26日(金)までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和5年6月2日(金)までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書(様式1): 原本1部

(2) 提出書類に関する留意事項

書類には、法人名の記載と契約締結権者氏名を記載して提出すること。

(3) 提出先

尾張旭市役所健康福祉部介護保険課介護保険係

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年6月9日（金）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類（各様式：原本1部、写し5部とする。）

ア 企画提案書表紙（様式2）

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 団体概要（様式3）

エ 受託事務の実施計画（様式4）

オ 高齢者福祉等に関する相談・支援の実績（様式5-1）

カ 介護認定調査業務に関する実績件数（様式5-2）

キ 職員配置及び人材の確保・育成計画（様式6）

ク 危機管理体制について（様式7）

ケ 尾張旭市介護認定調査事務委託見積書（様式8）

コ 誓約書（様式9）

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 提案書は、A4判（縦横は任意）、横書き、両面印刷でページ数は任意とする。

イ 団体概要については、パンフレット等の概要資料で代用することができる。

(3) 提出先

尾張旭市役所健康福祉部介護保険課介護保険係

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年6月20日（火）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

1.1 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式11）を担当課窓口へ直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

1.2 プレゼンテーション

提案の内容等を評価するため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和5年6月30日（金）午後

※ 詳細については、対象者に別途連絡する。

(2) 場所

尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1

(3) 内容

制限時間20分以内で、提出された提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。その後、10分程度の質疑応答時間を設ける。

(4) その他

ア 必ず本業務に直接携わる者が出席すること。

イ 詳細については後日通知する。

1.3 審査方法

(1) 審査委員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、令和5年7月7日（金）（予定）に参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。なお、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。また、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

1.4 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い、愛知県知事から本市の事務受託法人として指定を受

け次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

1.5 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条各号に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から事業者選定までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

1.6 連絡先

尾張旭市役所健康福祉部介護保険課介護保険係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8144（直通）

F A X：0561-52-3749

電子メール：kaigohoken@city.owariasahi.lg.jp